

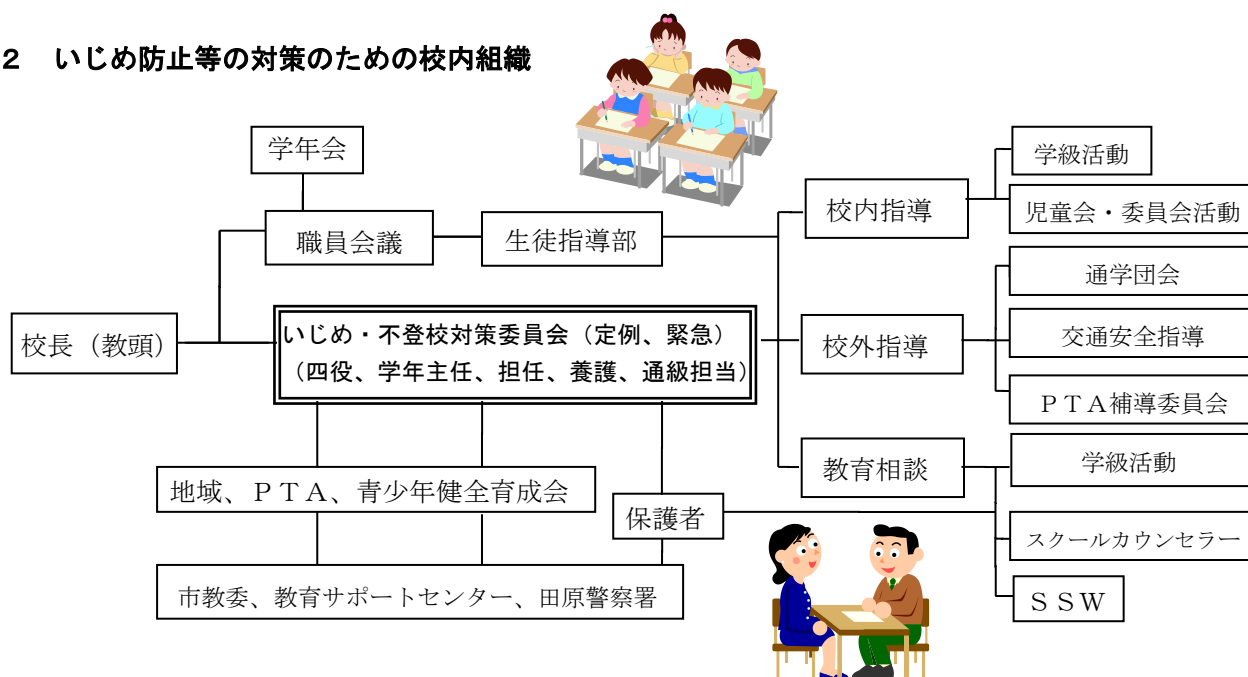
童浦小学校学校いじめ防止基本方針

1 学校におけるいじめ防止の基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の心身に重大な影響を及ぼす許されない行為である。また、いじめは、どの学校にも起こり、どの子も被害者・加害者になり得る。これらの基本的な考えを基に、教職員が日ごろからささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。また、教職員だけでなく、保護者や地域、教育関係機関の協力を得ながら、協働していじめの未然防止と早期解決に当たる。

何より学校は、児童が教職員や周囲の友達との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。互いに認め合う共感的な人間関係を築くなかで、児童一人一人が大切にされているという実感をもつと共に、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、児童の自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長することのできる魅力ある学校づくりを推進する。

2 いじめ防止等の対策のための校内組織



3 いじめ防止に関する具体的な取り組み

(1) いじめの未然防止

<温かな学級づくり>

- ・教育活動全体を通して、命の大切さや相手を思いやる心の熟成を図る。
(ふれあいタイム、集会、発表会、人権週間など)
- ・一人一人を大切にし、自己肯定感や自己有用感のもてる温かい学級づくりに努める。

<いじめを許さない共通意識>

- ・いじめの原因・背景・具体的な対応について、校内研修を行い、教職員の共通理解を深める。
- ・「いじめ」について、教職員と児童が認識を共有できるようにする。
- ・児童会活動を中心に、「いじめ防止」を積極的に呼びかける。

<家庭・地域との連携>

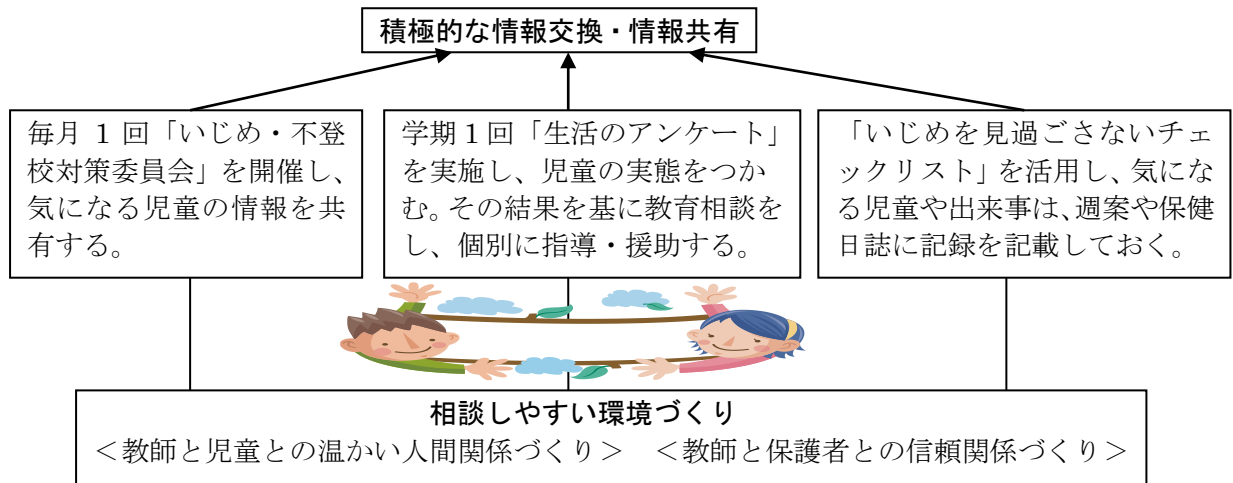
- ・地域、家庭との関わりを深め、学校だけでなく地域社会で児童を見守っていく体制を強める。
(あいさつ運動、若葉集会、笠山だでのんまつり、親子読書、読み聞かせ、校長室たより、学校ブログなど)

<授業の工夫>

- ・人権尊重、生命尊重をテーマとした道徳や学級活動の授業を工夫し、年間計画の中に位置づける。
- ・一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりを進め、すべての児童が参加・活躍することのできる授業を工夫する。
- ・情報モラル教育を推進し、インターネットの正しい利用とマナーについての理解を深める。

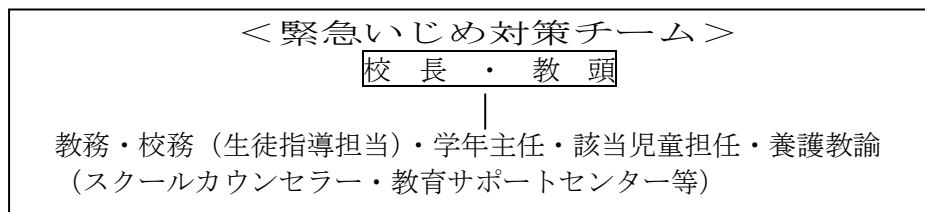
(2) いじめの早期発見

いじめは大人が気付きにくいところで起こり判断しづらい形で行われることを認識し、児童の小さな変化も見逃さないよう、常にアンテナを高くしていじめの早期発見に努める。



(3) いじめの対処（学校における生徒指導体制）

いじめが認められた場合は、直ちに「緊急いじめ対策チーム」を編成し、問題解決に向けて援助・指導の方策を講じる。



- ・ 必要に応じてスクールカウンセラー等外部専門家や教育サポートセンター関係者の参加を依頼し、今後の対応・指導方針・指導の手だて・家庭との連絡・再発防止の働きかけ・経過の見守りまで、チームで連携を取り、対応にあたる。
- ・ 問題のある児童については、問題の所在や実態を正しく捉え、家庭と相談を図りつつ、迅速かつ適切な援助と指導にあたる。
- ・ 問題が解消したと判断した場合も、その後の該当児童の様子を見守り、継続的な援助・指導を行う。

4 重大事態への対応

重大事態が生じた場合には、速やかに教育委員会に報告し、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。重大事態の調査を行う場合は、「緊急いじめ・不登校対策委員会」を母体としつつ、事案に応じて適切な専門家を加えて対応する。

※＜重大事態（「いじめ防止対策推進法」第 28 条）＞

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当に期間（年間 30 日を目安とする。）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

【自殺にかかる通知との関係】

自殺事案については、第一報（速報）を教育委員会に入れ、初期調査（3 日以内に全ての教員及び関係の深かった児童生徒への聞き取り）を行うと同時に、具体的な対応や児童生徒へのケア・支援等について、教育委員会と連携して進める。

※「重大事態対応フロー図」別紙

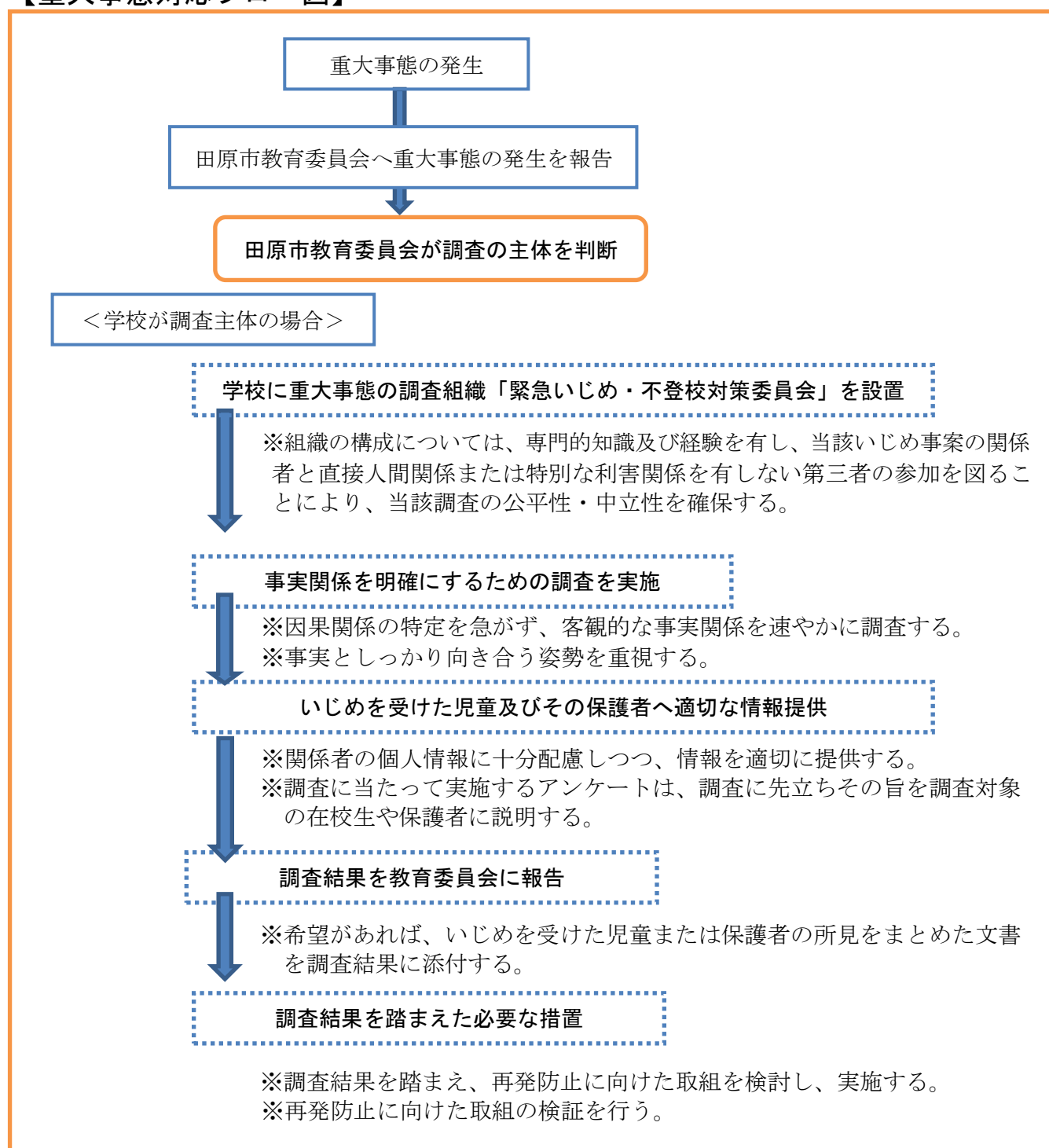
5 取組の評価について

- ・学校評価アンケート等にいじめに関する項目を設定し、いじめの認識と実態を捉え、指導や改善に活かす。
- ・「いじめ・不登校対策評価委員会」を各学期末に開催し、生活のアンケートや学校評価アンケートの結果、生徒指導部の情報を基に、いじめに関する取組の検証を行う。

6 その他

- ・市や県の相談員、スクールカウンセラー等との連絡を密にし、情報収集や指導の方策を講じる。
- ・いじめ防止に関する校内研修を計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- ・長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

【重大事態対応フロー図】



＜いじめ防止の取組の年間計画＞

	いじめ・不登校対策委員会	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P へ	「学校いじめ防止基本方針」の内容確認	・SC、SSWの紹介・案内 ・児童、保護者への周知 ・学級開き、学年開き ・保健指導（心と体の成長）	・いじめ相談窓口の児童、保護者への周知 ・身体測定 ・通学団会
5月		・現職研修① 「いじめ防止について」	・運動会 ・1年生を迎える会	・あいさつ運動 ・PTA総会、学級懇談 ・家庭訪問 ・若葉集会
6月		・情報交換及び対策の検討	・生活アンケート実施 ・教育相談週間 ・たてわり班遊び	・親子読書週間 ・田植え・運動会
7月		・生活のアンケート評価・検証 いじめ・不登校対策評価委員会①	・情報モラル指導（ネットモラル） ・学校保健委員会 ・5年野外活動	・学校評議員会① ・全校読み聞かせ
8月		・夏休み前生活指導 ・1年七夕会	・通学団会	・保護者会（個人懇談）
9月		・現職研修③ 「ネットモラルについて」		
10月		・情報交換及び対策の検討	・笠山だでのんまつり	・あいさつ運動・稲刈り ・夏休み作品展（学校公開） ・笠山だでのんまつり
11月		・情報交換及び対策の検討	・たてわり班遊び	・親子読書週間
12月		・情報交換及び対策の検討	・どうほっと発表会	・学芸会（学校公開）
1月		・生活のアンケート評価・検証 いじめ・不登校対策評価委員会②	・人権週間（講話・人権をテーマにした道徳授業） ・赤い羽根募金活動 ・ジョギング・マラソン大会 ・冬休み前生活指導	・あいさつ運動 ・感謝の会
2月		・情報交換及び対策の検討	・学校保健委員会 ・5、6年ケータイ安全教室 ・長縄集会	・6年保護者会（学級懇談） ・家庭教育学級 ・取組の自己評価 ・民生児童委員懇談会
3月		・生活のアンケート評価・検証 いじめ・不登校対策評価委員会③	・6年薬物乱用防止教室	・1～5年保護者会（学級懇談） ・学校評議員会③
通年		・学校関係者評価の結果を検証し、「基本方針」の見直し ・校内のいじめに関する情報の収集、対応策の検討	・6年生ありがとう集会 ・春休み前生活指導	・健康観察の実施 ・SCによる相談 ・SSWによる相談

※いじめが発生した場合は、関係する職員で共通理解を図りながら対応する。

平成26年4月 施行
令和6年4月 最新